



# ワーク・ライフ・バランス 応援ハンドブック



## 岐阜大学男女共同参画推進室／人材開発部職員育成課

〒501-1193 岐阜市柳戸 1-1

TEL : 058-293-3378

E-mail : [sankaku@gifu-u.ac.jp](mailto:sankaku@gifu-u.ac.jp)

FAX : 058-293-3396

URL : <http://www1.gifu-u.ac.jp/~sankaku/>

## 清流の国 輝くギフジョ 支援プロジェクト WEBサイト

<https://diversity.gifu-u.ac.jp>

2016年3月発行

## はじめに

この度『ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブック』を作成しました。

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と仕事以外の諸活動がバランスのとれた状態にあることを指します。ただし、ここでのバランスとは、個々人の置かれた状況に応じて変化するものであり、仕事と仕事以外の諸活動を同程度にすることが最良の状態とするものではありません。それぞれの人の価値観やライフステージによって、様々な状況が想定されます。個々人の多様な希望を無理なく実現できるようにすることが、ワーク・ライフ・バランスの目指すところなのです。

このハンドブックでは、仕事を持ちながら育児や介護等を無理なく行うための各種制度を中心に紹介しています。ワーク・ライフ・バランスの目的は、仕事と育児や介護等との両立支援に限定するものではありませんが、現実には、両立困難な事態に直面した際に、仕事を諦める人は少なくありません。したがって、仕事と仕事以外の諸活動とのバランスをとるうえで、育児や介護等を無理なく行えるようにすることは、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた試金石と言えるでしょう。現在、仕事と育児や介護等で問題を抱える人、そしてそのような状況の人と共に働く方々に、広くご覧いただければ幸いです。皆様が仕事と仕事以外の諸活動との両立を「お互い様」の心で支え合い、各自のワーク・ライフ・バランスが実現されることを願っています。

## ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブック

政府・自治体などによる女性支援	4
妊活支援と相談窓口	5
妊娠・出産	6
子育て支援	8
病児・病後児保育の紹介	9
子どもが急な病気・けがのときは？	10
出産・育児による研究中断からの復帰支援	11
介護保険について	12
岐阜市役所 子育てや介護にかかわる主な窓口・施設	14
その他にもこんな支援制度があります	15
子育て・介護マップ	16

## 岐阜大学の取り組み

仕事も生活も大切にするために様々な制度を上手く利用しましょう	30
相談したいときは…（学内の各種相談窓口）	32
結婚したら…	33
妊娠がわかったら…	34
出産・育児に向けてプランを立てましょう！	35
出産を迎えたら…	36
子どもが生まれたら…	37
いよいよ仕事復帰、様々な制度を組み合わせる自分に合った働き方を考えましょう	38
岐阜大学保育園	39
家族が介護を必要としたら…	40
あなたが利用できる学内制度について確認してみましょう	42
学内の研究・教育・地域連携支援	44
科研費 Q&A ～出産・育児により研究を中断したときは～	45
岐阜大学における男女共同参画に関する指針	46
岐阜大学における多様性人材活力推進の基本方針	48
岐阜大学多様性人材活力推進行動計画	49
男女共同参画推進室とは	50

# ワーク・ライフ・ バランス 応援ハンドブック

国のサービスや岐阜県・岐阜市など行政の援助および  
NPO 法人によるサービスなどをご紹介します。  
子育て・介護などで困ったときにお役立てください。

◆内閣府男女共同参画局

内閣府男女共同参画局の政策についての解説以外に、女性応援ポータルサイト (<http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/index.html>) では様々なライフイベントに関わる政府の支援などについて調べることができます。

URL : <http://www.gender.go.jp/>

◆岐阜県庁 女性の活躍推進課

岐阜県における、女性の仕事と家庭両立支援や男女共同参画社会実現のための事業を運営しています。

岐阜県庁 10 階 子ども・女性局 女性の活躍推進課

TEL : 058-272-8236 FAX : 058-278-2611 E-mail : [c11234@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11234@pref.gifu.lg.jp)

●ぎふジョ!女性の活躍を応援するポータルサイト

岐阜県庁 女性の活躍推進課が運営するポータルサイト。岐阜県で活躍したい女性のための、様々な支援の情報、実際に活躍する女性の紹介、イベント情報などを掲載しています。

URL : <http://gifujo.pref.gifu.lg.jp/>

●岐阜県男女共同参画プラザ

男女共同参画社会を実現するための拠点として、相談、講座、情報提供、活動支援などを実施しています。

ふれあい福寿会館第 1 棟 2 階

TEL : 058-214-6431 FAX : 058-214-6432

URL : <http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/danjo/danjokyodo/c11234/plaza.html>

◆岐阜県 女性相談センター

女性が抱えている様々な悩みや問題について相談を受け付けています。

●電話相談 (相談専用電話) TEL : 058-274-7377 (なやみなんなり)

受付時間 平日 9:00 ~ 21:00 土・日・祝日 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00

※年末年始を除く

※メールによる相談不可

心の中にある悩みを誰にも気がねすることなく相談することができます。

●面接相談

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00 ※年末年始を除く

要電話予約 (電話番号は上記相談専用電話と同じ 058-274-7377)

相談者と一緒に考えながら、解決の手がかりを見つけます。

◆厚生労働省 不妊に悩む方への特定治療支援事業

厚生労働省による支援事業。各自治体と連携して実施されています。

制度に関する解説は、厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) でご覧いただけます。

(トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 母子保健および子どもの慢性的な疾病についての対策 > 不妊治療に関する取組)

◆このとり応援団ぎふ (不妊治療者支援)

不妊相談、特定不妊治療費助成事業、不妊に関する Q & A などについて紹介している岐阜県のサイトです。

URL : <http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/boshi-hoken/11223/kounotori.html>

◆岐阜県特定不妊治療費助成事業

子どもがほしいと望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、実際に治療を受けているご夫婦へ

不妊治療は、身体的・精神的負担だけでなく、経済的負担もとても大きいものです。岐阜県には、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療 (体外受精・顕微授精) に要した費用の一部を助成する制度があります。詳しくは、岐阜県庁健康福祉部保健医療課までお問い合わせください。

岐阜県庁健康福祉部保健医療課 TEL : 058-272-8276

◆岐阜市 女性健康相談窓口

女性のからだは、子どもを産み育てるための特有なはたらきを持っています。年齢とともにはたらきは変化し、その影響から健康状態も変化していきます。女性健康相談窓口では、女性が健やかに年齢を重ねられるように、健康に関する相談を受け付けています。

医療機関で相談するほどではないけれど、「ちょっと心配だわ…」という方がご利用いただける相談窓口です。妊娠・不妊などの相談も受け付けています。

【こんなご相談をお受けしています】

- ・思春期のからだについて
  - ・避妊について
  - ・女性のメンタルケアについて
  - ・更年期障害について
  - ・妊娠について
  - ・不妊に関する一般的なことについて
  - ・婦人科系疾患について
  - ・性感染症について
- など、女性の健康に関すること

【窓口】

市民健康センターおよび市役所 健康増進課 (連絡先詳細については p.14 参照)

●電話相談 平日 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

●面接相談 事前に電話で予約をしてください。面接日時は、予約時に決定します。  
※電話が繋がったら、「女性健康相談窓口へつないでください」と伝えてください。

◆NPO 法人 Fine (ファイン)

Fine は、不妊体験をもつセルフ・サポートグループとして、2004 年に任意団体として設立されました。「不妊治療患者が正しい情報に基づき、自分で納得して選択した治療を安心して受けられる」環境、また「不妊体験者が社会から孤立することなく、健全な精神を持続けられる」環境を整えることを目指しています。そのために、情報交換およびネットワーク構築事業、情報提供事業、啓発事業、カウンセリング事業を行っています。

URL : <http://j-fine.jp/>

## 妊娠中と出産準備

### ◆ 母子健康手帳

妊娠がわかったら、できるだけ早く妊娠の届出をして、母子健康手帳をもらいましょう。岐阜市在住の方は以下の場所で交付を受けることができます。

交付場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜市役所子ども支援課</li> <li>・市民健康センター</li> <li>・ふれあい保健センター</li> <li>・岐阜市役所事務所</li> </ul> (連絡先詳細は p.14 参照)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出書(お持ちの方)</li> <li>・岐阜市民であることがわかるもの(運転免許証など)</li> </ul>

- ・妊娠届出書を母子健康手帳交付場所にて提出します。
- ・妊娠届出書をお持ちでない方は、窓口にて記入します。
- ・妊娠届出書には、出産予定日や妊娠していると診断された医療機関名等の記入が必要になります。なお、岐阜市内の産婦人科を受診された場合は、産婦人科で妊娠届出書を受け取ってから申請してください。
- ・母子健康手帳の交付にあたり、岐阜市民であることを確認する証明書が必要です。
- ・外国籍の方は、在留カード等をお持ちください。

### ◆ 妊婦健康診査

岐阜市では、母子健康手帳(妊婦健康診査受診票 14 枚)の交付を受けた人を対象に、妊婦健康診査費用の一部を助成しています。

詳しくは <http://www.city.gifu.lg.jp/5935.htm> でご確認くださいか、岐阜市役所健康増進課(連絡先詳細は p.14 参照)にお問い合わせください。

### ● まめ情報

#### マタニティマーク

妊娠初期には外見からは妊娠していることがわかりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいということもあります。このマークは、妊産婦が身につけることで、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。

このマークは厚生労働省のホームページよりダウンロードして使用できます。また、マタニティマークグッズを無料配布している市町村や保健センターもあります。



#### 子育てタクシー

陣痛がきたけれど、自分で運転して病院へ行けない。  破水してしまった。といったもしもの時のために…

事前にタクシー会社に利用登録しておくことで利用時の配車がスムーズです。登録は各タクシー会社へご連絡ください。

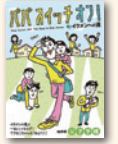
子育てタクシーのサービスは保育園や学校、塾や習い事の送迎などにも利用できます。子ども 1 人での移動でも安心です。詳しくは下記 URL、または岐阜県環境生活部少子化対策課(TEL.058-272-8077)にお問い合わせください。  
<http://kosodate-taxi.com/member/index.html#04>



### ● まめ情報

#### 父子手帳

妊娠・出産・育児における父親の役割や妻へのサポート方法を掲載した岐阜県父子手帳「パパスイッチ オン! ぎふイクメンへの道」を作成しています。6 歳までの子どもの成長段階に応じた子育ての技や父親の心得、男性の育児休業取得などについてイラストを交えて楽しく紹介していますので、ぜひご活用ください。



## 出産後

### ◆ 出生届

子どもが生まれたら、生まれた日を含めて 14 日以内に出生届が必要です。

原則、子の住所地、本籍地、出生地いずれかの役所へ届出してください。岐阜市へ届出の場合は、市民課(市役所本庁舎 1 階)または各事務所(連絡先詳細は p.14 参照)に届出してください。土、日、祝日、夜間など閉庁時間は事務所での受付はできません。市役所本庁舎へお越しください。

届出人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な場合を除き父または母</li> <li>・父母が届出できない場合は、同居者、医師、助産師</li> </ul>
届出に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生届書(医師等による出生証明済のもの)</li> <li>・届出人の印鑑(朱肉を使用するもの)</li> <li>・母子健康手帳</li> </ul>

### ◆ 子ども医療費助成制度

子どもがケガをしたり、病気になったときに、健康保険証を使って病院などで治療を受けたり、薬をもらう窓口で支払う自己負担分を助成する制度です。

対象者	次の要件を全て満たしている方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜市に住所があること</li> <li>・健康保険に加入していること</li> <li>・中学校卒業前(15 歳に達する以後の最初の 3 月 31 日まで)であること</li> </ul> ※所得の制限はありません。ただし、次のいずれかに該当する方は、対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受けている方</li> <li>・重度心身障害者等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成を受けている方</li> </ul>
助成の内容	0 歳～中学校卒業(15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日)まで、入院・外来ともに助成の対象となります。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証(出生の場合、加入予定の健康保険証でも可)</li> <li>・印鑑</li> <li>・申請書(<a href="http://www.city.gifu.lg.jp/25308.htm">http://www.city.gifu.lg.jp/25308.htm</a> でダウンロード可)</li> </ul>
申請場所	岐阜市役所福祉医療課(本庁舎高層部 1 階)・各事務所、市民健康センター、柳津地域振興事務所福祉事務所柳津分室(連絡先詳細は p.14 参照)

### ◆ 児童手当

岐阜市で新たに児童手当を受給するには、支給事由発生日の次の日から数えて 15 日以内(15 日目が閉庁日の場合は最初の開庁日まで)に岐阜市子ども支援課または各事務所・柳津地域振興事務所福祉事務所柳津分室(連絡先詳細は p.14 参照)に認定請求書を提出してください。

URL : <http://www.city.gifu.lg.jp/5694.htm>



◆ぎふ子育て応援団

妊娠～子育てに関わる岐阜県の支援情報を掲載しているサイトです。

HP : <http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/kosodateoen/>

◆ぎふし子育て支援 ぶりあネット

岐阜市と育児・子育て支援 NPO が協働で制作・運営する子育て応援サイトです。

HP : <http://bria.genki365.net/>

ぎふファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは「育児の援助を受けたい方」と「育児の援助をしたい方」（有償ボランティア）を会員として組織し、地域における育児を支援する相互援助の会員組織です。

●通常の預かり

- ・保育所（園）、幼稚園の開始前の子どもの預かりや送り
- ・保育所（園）、幼稚園の迎えやその後の子どもの預かり
- ・学校の放課後や留守家庭児童会終了後の子どもの預かり
- ・冠婚葬祭や学校行事の際の子どもの預かり
- ・保護者が病気のとときや産前産後時の子どもの預かり
- ・買い物等外出の際の子どもの預かり など

●病児病後児および緊急時の預かり

- ・病児病後児の預かり
- ・医療機関への受診
- ・緊急時の預かり
- ・緊急時の保育所等への送迎

場所：岐阜市正木中 1-1-1 カワボウビル 3F  
 時間：月～金曜日 9:00～17:30  
 土曜日 9:00～12:00（日祝日お休み）  
 TEL：058-295-3420 FAX：058-295-3402

NPO法人 グッドライフサポートセンター

高齢者が住み慣れた地域で心豊かに暮らせる社会の構築、女性が安心して子どもを産み男女共同参画で育てることのできる環境づくりに取り組む NPO 法人です。

●育児支援 ママナーサラー（お子様をお持ちの方のお手伝い）

- ・外出するとき（歯科・美容院・冠婚葬祭）
- ・産前・産後のお手伝い
- ・幼稚園・保育園・学校・塾の送迎 など

●介護支援 ほほえみ

- （高齢者の方・軽度のご病気の方のお手伝い）
- ・掃除、洗濯、買い物などの家事援助
- ・通院、美容院などの外出時の介助
- ・お話し相手 など

場所：岐阜市正木中 1-1-1 カワボウビル 3F  
 時間：月～金曜日 9:00～17:00  
 土曜日 9:00～12:00（日祝日お休み）  
 TEL：058-295-3420 FAX：058-295-3402

岐阜市では、保護者が何らかの理由により、面倒をみることができない小学校 3 年生までの児童が、病気または病気のピークが過ぎても集団で保育等ができないため自宅療養が必要な間、保護者が安心して就労できるよう病院・医院に併設した施設で預かる事業を行っています。利用対象者は市内在住および岐阜市と協定を締結した以下の市町の小学校 3 年生までの児童です。

利用対象地域：大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、神戸町、安八町、揖斐川町、池田町、北方町、大野町

\*岐阜市内在住の方は、大垣市、関市、羽島市、美濃加茂市、岐南町、北方町の病児・病後児保育施設も利用することができます。詳細については岐阜市HPをご覧ください。

施設名	住所	電話番号	定員
福富医院病児保育園「すずらん」	岐阜市安食 1228	058-238-8555	12 人
河村病院病児保育園「クララ」	岐阜市芥見大般若 1-84	058-241-3311	6 人
小牧内科クリニック病児保育園「ピノキオ」	岐阜市昭和町 2-11	058-215-0101	8 人
山田病院病児・病後児保育園「ミッキー」	岐阜市寺田 7-86	058-255-1221	6 人
矢嶋小児科小児循環器クリニック 病児病後児施設「うりぼう」	岐阜市日野南 7-1-17	058-214-7077	10 人

利用方法：事前に、希望する施設へ登録（病歴・生活状況等を記入）し、利用日に診察を受けて利用します。

\*登録用紙は、各保育所（園）または、各施設等にあります。登録は利用当日でも可。

利用料：1日1人2,000円です。希望される方は昼食を300円（おやつ込み）で用意します。

ただし、診察料は別です。

利用日時：年末年始と祝祭日を除く月曜日から土曜日

平日：午前8時から午後6時

土曜日：午前8時から午後1時30分（福富医院）

午前8時から午後4時（矢嶋小児科小児循環器クリニック）

午前8時から午後4時30分（小牧内科クリニック）

午前8時から午後5時（河村病院）

午前8時から午後6時（山田病院）

用意する物：乳児…ほ乳ビン、ミルク、バスタオル、タオル（3枚）、よだれかけ、着替え（2～3枚）、

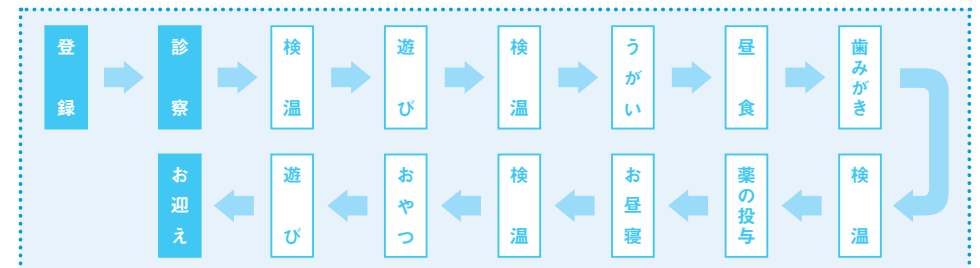
下着（3枚）、オムツ（1日分）、ビニール袋（2枚）、好きなおもちゃなど

幼児…着替え（2～3枚）、下着（3枚）、バスタオル、タオル（3枚）、歯ブラシ、好きなおもちゃなど

\*持ち物には、必ず名前を記入してください。



利用児童の一日



◆急な病気になったときの診療

●平日・土曜日の夜間の場合（15歳以下のお子さんを対象）

場 所	診療科目	診療時間等	持ってくる物
岐阜市民病院内 小児夜間急病センター (鹿島町 7-1) TEL 058-251-1101 (代)	小児科	月曜日～土曜日 19:30～23:00 (受付は22:30まで) *日曜・休日・12月31日～ 1月3日は休診します。	健康保険証、福祉医療費受給者証、服用している薬の内容のわかるもの（処方箋や説明書など）、医療費等 未就学児は母子健康手帳 *健康保険証などがない場合には自己負担になります。

●休日の日中および夜間の場合

名 称	休日急病診療センター（内科、小児科）	休日急病歯科診療センター
所 在 地	岐阜市鹿島 7-1（岐阜市民病院内）	岐阜市鹿島 7-1（岐阜市民病院内）
電 話 番 号	058-253-7277	058-253-7337
診 療 日	日曜日、休日、年末年始（12月31日～1月3日）	
診 療 時 間	9:00～13:00、14:00～18:00、 19:00～23:00	9:00～13:00、14:00～18:00
	受付は各終了時刻の30分前までをお願いします。	
持ってくる物	健康保険証、福祉医療費受給者証、服用している薬の内容のわかるもの（処方箋やその説明書など）、医療費等 *健康保険証などがない場合には自己負担になります。	

\*上記診療時間外で外困りのとき、内科・小児科以外の病院を知りたいときは、救急病院内へ

◆子どもの急な病気に困ったときの電話相談窓口

●小児救急電話相談（岐阜県総合医療センター）

急病、ケガなどの応急処置や対応方法、医療機関の受診について専門の相談員が電話でアドバイスします。（ただし、電話での診療はしません。）

相談時間	月～金曜日 18:00～翌朝 8:00 土曜、休日、年末年始（12/29～1/3） 8:00～翌朝 8:00（24時間）
電話番号	プッシュホン回線、携帯電話 ➡ # 8000 プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話 ➡ 058-240-4199

\*相談は無料ですが、電話料金は相談者のご負担となります。

●救急病院内（岐阜地域救急医療情報センター）

夜間や休日でも対応できる医療機関を紹介します。

電話番号	058-262-3799（24時間対応）
H P	岐阜県救急・災害医療情報システム（ぎふ救急ネット）のページ ( <a href="http://www.qq.pref.gifu.lg.jp">http://www.qq.pref.gifu.lg.jp</a> )

\*状況によっては、受診できない場合がありますので、受診の際は、必ず事前に医療機関に電話で対応可能を確認してから、健康保険証・医療費などを持って出かけてください。



◆科研費「研究活動スタート支援」

日本学術振興会では、研究機関に採用されたばかりの研究者や、育児休業等から復帰する研究者等（前年秋の時点で科研費に応募できなかった者）を対象とし、科学研究費の公募（3月～5月）を実施しています。

申請資格	科研費の応募資格を有するほか、次のA)またはB)のいずれかに該当することが必要。 A) 前年秋の応募締切日の翌日以降に科研費の応募資格を得たため、前年11月に応募できなかった者 B) 前年度に産前産後の休暇または育児休業を取得していたため、前年11月に受付が行われた科学研究費補助金に応募できなかった者
応募総額	単年度当たり150万円以下
研究期間	2年以内

◆特別研究員（RPD）制度

日本学術振興会では、子育て支援や学術研究分野における男女共同参画の観点から、優れた若手研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるように支援する「特別研究員-RPD」事業を実施しています。

申請資格	・採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得している者（申請時には、見込みでも良い）。ただし、人文学または社会科学の分野にあつては、我が国の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得のうえ退学した者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者も含む。*平成30年度より改定予定。 ・応募する年度の4月1日から遡って過去5年以内に、出産または子の養育のため、概ね3か月以上やむを得ず研究活動を中断した者。 ・日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人
対象分野	人文・社会科学および自然科学の全分野
採用期間	3年間
研究奨励金	月額362,000円（平成27年度の支給予定額） ただし、博士の学位を取得していない者は、月額200,000円（平成27年度の支給予定額）
研究費	科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の応募資格が与えられ、振興会科学研究費委員会の審査を経て毎年度150万円以内の研究費が交付される。

📌まめ情報

女性研究者への研究助成金・賞に関する情報

》内藤記念女性研究者研究助成金

<https://www.naito-f.or.jp/jp/index.php>

》資生堂女性研究者サイエンスグラント

<http://www.shiseidogroup.jp/rd/doctor/grants/science/index.html>

》住友生命 女性研究者への支援「未来を築く子育てプロジェクト」

<http://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/community/child/>

》女性科学者に明るい未来をの会 猿橋賞

<http://www.sarunashi.net/>

》ロレアル・ユネスコ女性科学者 日本奨励賞

<http://www.nihon-loreal.co.jp/csr/fwis/>



## ●介護保険について

介護保険制度は、居住する市区町村が制度を運営しています。65歳以上の方は、市区町村（保険者）が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。

また、40歳から64歳までの人は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。

平成27年4月からは介護保険の予防給付（要支援の方に対するサービス）のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行され、市町村の事業として実施されます。（市町村の判断により、事業開始を平成29年3月末まで猶予できます。）

総合事業には、従前の介護予防訪問介護と介護予防通所介護から移行し、要支援者と基本チェックリストで支援が必要と判断された方（事業対象者）に対して必要な支援を行う事業（サービス事業）と、65歳以上の方に対して体操教室等の介護予防を行う事業（一般介護予防事業）があります。

### ◆サービス利用までの流れ

（岐阜市在住者以外も認定申請の窓口以外は原則として同様の手順です。）

#### ①要介護認定の申請

介護保険のサービスを利用するには、介護が必要な状態（要介護状態または要支援状態）であることの認定（要介護認定）を受けることが必要です。要介護認定を受けるためには介護保険課、各事務所、柳津地域振興事務所地域市民課にて介護保険要介護（要支援）認定申請を行ってください。

対象者	1. 65歳以上の人 2. 40歳以上65歳未満で、老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要であると認定された人
手続きに必要な書類	介護保険被保険者証、40歳以上65歳未満の人は医療保険被保険者証
窓口	岐阜市役所福祉部介護保険課（本庁舎4階）、柳津地域振興事務所、岐阜市役所事務所（連絡先詳細はp.14参照）

#### ②認定調査・主治医意見書

市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。

主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします。主治医がいない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。

#### ③審査判定

調査結果および主治医意見書の一部の項目はコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行われます。（一次判定）

一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。（二次判定）

#### ④認定

市区町村は、介護認定審査会の判定結果に基づき要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行います。

認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。

#### ⑤介護（介護予防）サービス計画書の作成

介護（介護予防）サービスを利用する場合は、介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）の作成が必要となります。「要支援1」「要支援2」の介護予防サービス計画書は地域包括支援センターに相談し、「要介護1」以上の介護サービス計画書は介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる、県知事の指定を受けた居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）へ依頼します。

依頼を受けた介護支援専門員は、どのサービスをどう利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、介護サービス計画書を作成します。

#### ⑥介護サービス利用の開始

### ◆認定まで待てない場合は？

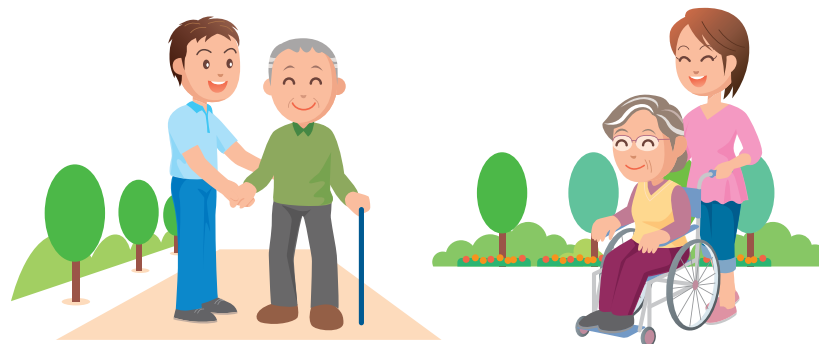
要介護認定の申請から結果の通知を受け取るまでに通常1ヶ月かかります。すぐにサービスの利用が必要な場合、利用者や介護支援専門員が要介護度を推定して作成する一時的なケアプランである暫定ケアプランを立て、サービス利用を開始することが可能です。これによって、1割の自己負担でサービスを利用することができます。ただし介護認定の結果、想定していた要介護度より、実際認定された要介護度が低い場合、限度額の差額は全額自己負担となりますので注意が必要です。

暫定ケアプラン作成の際は、まず最寄りの地域包括支援センターでご相談ください。地域包括支援センターは下の厚生労働省WEBサイトで検索できます。

### ◆厚生労働省 介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム

全国約19万か所の「介護サービス事業所」の情報が検索・閲覧できるサイトです。

URL : <http://www.kaigokensaku.jp/>





◆岐阜市役所

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地 代表電話：058-265-4141  
 開庁時間 平日 8:45～17:30(祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く)

子ども未来部	子ども政策課	本庁舎高層部2階	058-214-2397	E-mail: kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp
	子ども・若者総合支援センター		総合相談：0120-43-7830 事務局代表：058-269-1321	E-mail: yell-g@city.gifu.gifu.jp
	子ども支援課		058-214-2396	E-mail: k-shien@city.gifu.gifu.jp
	子ども保育課	本庁舎高層部2階	058-214-2143	E-mail: hoiku@city.gifu.gifu.jp
健康部	健康増進課		058-252-7193	E-mail: kenkou@city.gifu.gifu.jp
市民生活部	市民課	本庁舎1階	戸籍係：058-214-6174 住民記録係：058-214-2854	窓口係：058-214-2857 E-mail: shimin@city.gifu.gifu.jp
	国保・年金課	本庁舎高層部2階	給付係：058-214-2083 保険料係：058-214-4315 E-mail: kokuho@city.gifu.gifu.jp	収納係：058-214-2085 年金係：058-214-2086
福祉部	介護保険課	本庁舎4階	介護認定係：058-214-2089 保険料係：058-214-2091 E-mail: kaigo@city.gifu.gifu.jp	給付係：058-214-2092 支援係：058-214-2093
	高齢福祉課	本庁舎高層部1階	高齢者サービス係：058-214-2172 地域包括支援係：058-214-2090	E-mail: kourei@city.gifu.gifu.jp
	福祉医療課		福祉医療係：058-214-2127	E-mail: f-iryou@city.gifu.gifu.jp

◆市民健康センター

開庁時間 平日 8:45～17:30(祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)

中市民健康センター	都通2-19	058-252-0632
南市民健康センター	西部菱野1-75-2	058-271-8010
北市民健康センター	長良東2-140	058-232-7681

◆ふれあい保健センター

開庁時間 火曜日～金曜日 8:45～17:30  
 (祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く。月曜日が祝日の場合翌日は閉庁)

東部ふれあい保健センター	芥見4-80	058-241-8866
長森ふれあい保健センター	前一色1-2-1	058-249-0457
日光ふれあい保健センター	日光町9-1-3	058-210-1011
市橋ふれあい保健センター	市橋6-13-25	058-268-6501
南部ふれあい保健センター	加納城南通1-20	058-268-6688
柳津ふれあい保健センター	柳津町下佐波西1-15	058-279-3650
西部ふれあい保健センター	下糺1-105	058-293-4058
北部ふれあい保健センター	八代1-11-13	058-210-1501
北東部ふれあい保健センター	福富迎田6-1	058-229-0577

◆岐阜市役所事務所

開庁時間 平日 8:30～17:30(祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)

西部事務所	下糺1-88-3	058-239-0004	南部西事務所	市橋2-8-18	058-272-2021
東部事務所	芥見4-64	058-243-1001	日光事務所	日光町9-1-3	058-232-1480
北部事務所	福光東2-6-13	058-231-0641	柳津地域振興事務所 (平日8:45～17:30)	柳津町宮東1-1	058-387-0111
南部東事務所	加納城南通1-20	058-271-0361			

研究補助員(研究支援者)配置制度

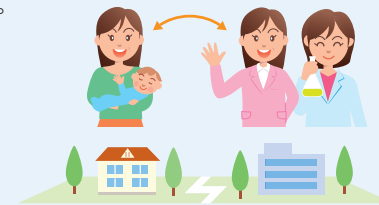
女性研究者の両立支援の一環として、出産・育児・介護等により研究時間の確保が困難な研究者へ実験や講義の準備、研究データ解析、学会発表資料作成、実験補助、文献調査、統計処理等の研究補助業務を行う研究補助員を配置し、育児や介護等と研究との両立を支援する制度です。

研究補助員は、研究者を志望する大学院生、ポスドクなどの研究者候補者、研究復帰を希望する元研究者等とし、研究支援者と被支援者双方のキャリア形成、キャリア復帰等のチャレンジ支援・再チャレンジ支援に寄与することも目的としています。

研究補助員の配置を希望される方は、是非お申し込みください。

申請についてのご相談を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

なお、親族の体調の急変等により、介護・看護の必要性から研究活動が困難となった方は、申請受付期間とは関係なく、いつでもご相談ください。



詳細は「清流の国 輝くギフジョ 支援プロジェクト」  
 Web サイト (<http://diversity.gifu-u.ac.jp/>) でご確認ください。

女性研究者支援のための岐阜大学人財バンク

「女性研究者支援のための人財バンク」は、平成27年度 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(連携型)」のプロジェクトの一環として、研究補助員等を求める本学の研究者のみならず、共同実施機関(岐阜薬科大学・岐阜女子大学・アピ株式会社)の研究者からの人材照会に応じるとともに、研究を中断している女性研究者が研究補助員等としてその専門性をいかして再チャレンジすることを支援するものです。

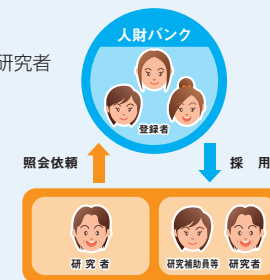
本人財バンクへの登録を希望される方および研究補助員等をお探しの方は、是非お申し込みください。

●利用資格

岐阜大学・岐阜薬科大学・岐阜女子大学・アピ株式会社に所属する研究者(岐阜大学男女共同参画推進室長が認める者)

●利用方法

利用希望者は「清流の国 輝くギフジョ 支援プロジェクト」Web サイト (<http://diversity.gifu-u.ac.jp/>) から「利用申請書」をダウンロードし、記入のうえ岐阜大学男女共同参画推進室宛にメールまたはFAXでご送付ください。



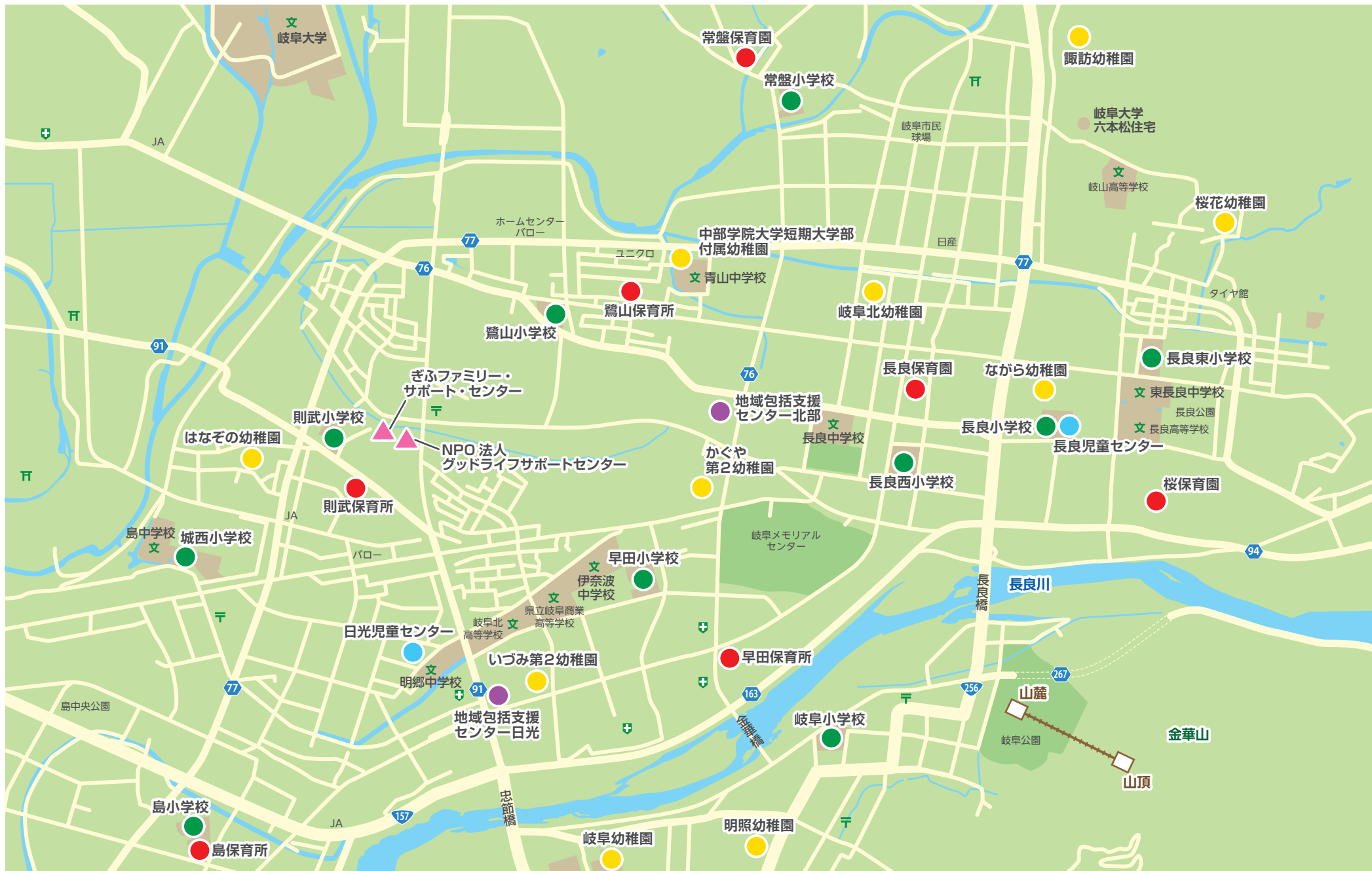
# ●子育て・介護マップ ～岐阜大学周辺～

- 小学校の放課後児童クラブ (留守家庭児童会等)
- 保育所・保育園
- ★ 病児保育
- ⊕ 休日急病診療所
- 幼稚園
- 児童館・児童センター
- ▲ 子育て支援センター
- 地域包括支援センター



# ●子育て・介護マップ ~岐阜大学から六本松住宅 周辺~

- 小学校の放課後児童クラブ (留守家庭児童会等)
- 保育園・保育園
- ★ 病児保育
- ⊕ 休日急病診療所
- 幼稚園
- 児童館・児童センター
- ▲ 子育て支援センター
- 地域包括支援センター



# ●子育て・介護マップ ～岐阜駅周辺～

- 小学校の放課後児童クラブ (留守家庭児童会等)
- 保育所・保育園
- ★ 病児保育
- Ⓜ 幼稚園
- 児童館・児童センター
- Ⓡ 休日急病診療所
- ▲ 子育て支援センター
- 地域包括支援センター





# ●子育て・介護マップ ～北方町周辺～

- 小学校の放課後児童クラブ (留守家庭児童会等)
- 保育所・保育園
- ★ 病児保育
- 幼稚園
- 児童館・児童センター
- ⚡ 休日急病診療所
- ▲ 子育て支援センター
- 地域包括支援センター





# ●子育て・介護マップ ～山縣市周辺～

- 小学校の放課後児童クラブ (留守家庭児童会等)
- 保育所・保育園
- ★ 病児保育
- ⚪ 幼稚園
- 児童館・児童センター
- ⚪ 休日急病診療所
- ▲ 子育て支援センター
- 地域包括支援センター



# ●子育て・介護マップ ～岐阜駅から加納周辺～

- 小学校の放課後児童クラブ (留守家庭児童会等)
- 保育園・保育園
- ★ 病児保育
- ⛶ 休日急病診療所
- 幼稚園
- 児童館・児童センター
- ▲ 子育て支援センター
- 地域包括支援センター



MEMO

# 岐阜大学の 取り組み

岐阜大学で働く方々のための制度をご紹介します。

採用 — 結婚 — 妊娠 — 出産 — 子ども1歳 — 子ども3歳 — 小学校就学 — 退職

**妊娠から産後期間**

- 結婚休暇
- 妊産婦の職務専念義務免除 (通勤緩和、休憩(補食等)、保健指導、健康診査)
- 産前休暇
- 産後休暇
- 配偶者の出産休暇
- 男性職員の育児参加のための休暇


**育児期間にかかもの**

- 育児休業 (期間雇用職員は原則1歳まで)
- 育児部分休業
- 育児短時間勤務
- 育児のための早出遅出勤務 (学童保 育送迎は小学生も可)
- 育児のための深夜勤務制限
- 育児のための超過勤務制限
- 育児のための超過勤務免除
- 職務専念義務免除 (子の保健指導、健康 診査)
- 保育時間
- 子の看護休暇

**女性のための**



**男性のための**

**男女のための**



**介護にかかもの**

- 介護休業
- 介護部分休業
- 介護のための早出遅出勤務
- 介護のための深夜勤務制限
- 介護のための超過勤務制限
- 介護休暇

**その他の特別休暇**

- ・公民権休暇
- ・裁判員等出頭休暇
- ・骨髄移植休暇
- ・忌引休暇 (1日～7日)
- ・追悼休暇 (1日)
- ・夏季一斉休業 (2日)
- ・災害時の休暇 (1日～7日)
- ・災害時の出退勤の危険回避
- ・ボランティア休暇 (5日)
- ・夏季休暇 (3日)

特別休暇の適用については雇用形態によって取得の可否が異なることがあります。詳しくは各部局等の人事担当係または職員育成課までお問い合わせください。

**年次有給休暇を活用しましょう**

年次有給休暇は、心身の休養のためだけでなく、スポーツ、趣味、旅行、地域活動、ボランティア活動参加、自己啓発、勉強など様々な目的のために取得できます。また、子どもの学校の行事参加や、家事や子育ての時間を増やすこともできます。

このように、年次有給休暇の取得は、労働者の健康の維持だけでなく、仕事と生活の両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の実現にもつながるものです。有効に活用し、充実した生活を送りましょう。

**年次有給休暇**

(常勤職員) 1 暦年ごとに 20 日 (中途採用の場合は、その採用月に応じた日数) 付与されます。また 20 日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができます。よって、1 年間に付与される年次休暇は、最高 40 日となります。取得単位は原則 1 日ですが、時間単位でも取得可能です。(非常勤職員) 継続勤務年数によって付与日数が定められています。

**病気休暇**

負傷または疾病による療養のための休暇です。また、職員の請求により、生理日における勤務が著しく困難である場合は、必要な時間病気休暇 (非常勤職員の場合は無給の休暇) をとることができます。

◆保健管理センター

保健管理センターには、学生の健康管理を担当する学校医や職員の健康管理を担当する産業医が勤務しており、身心両面の健康に関する悩みについて相談にのってもらうことができます。相談したい人は、まずは電話にて相談予約をしましょう。

TEL：内線（2174、3361） E-mail：hokencen@gifu-u.ac.jp

◆男女共同参画推進室（カモミール・カフェ）

男女共同参画推進室では、本学構成員のワーク・ライフ・バランスを推進するために、様々な学内制度の紹介や近隣地域の子育ておよび介護に関する情報を提供しています。また、メンター制度を取り入れ、困りごとをどこに相談したら良いかわからない場合にも、相談内容をお聞きしたうえで、メンターを紹介したり、他の相談窓口をご紹介しますので、困ったときにはお気軽にご相談ください。

TEL：内線（3397） E-mail：sankaku@gifu-u.ac.jp

メンター制度

女性研究者の育成および研究者としてのキャリア形成を支援する制度です。研究者としての先輩に、現在抱える悩みを相談したいという方は、男女共同参画推進室にお越しください。登録されているメンター（先輩研究者）の中から、あなたの悩みの相談にのってくれるメンターを紹介します。

◆ハラスメント相談員

ハラスメント被害を受けたと思われる方は、一人で悩まないで、下記の相談員に遠慮なくご相談ください。

申出により、相談員または学内のしかるべき機関で調査し、対策を考えます。この場合、個人のプライバシーは厳守します。

ハラスメント相談員に相談をしたい方は、「岐阜大学HP」⇒「大学案内」⇒「各種通報窓口」⇒「ハラスメントに関する相談」にアクセスし（ここから「総合情報メディアセンター」にリンクしますので、更にG-groupにログインしていただき「文書管理」→「人材開発部」→「040 ハラスメント相談員名簿」へとお進みください。）、相談員名簿の中から適切な相談員を選び相談予約をしましょう。

E-mail：shsos@gifu-u.ac.jp（相談員室代表）

◆各種制度についてのお問合せ先

休業、給与に関すること	各部局等の人事担当係 または 人事給与課人事給与係（内線：2018、2129）
部分休業、休暇、勤務時間に関すること	各部局等の人事担当係 または 職員育成課職員育成係（内線：2020）
育児・介護休業給付金、共済組合に関すること	各部局の人事担当係 または 職員育成課福利厚生係（内線：2106）

◆改姓した場合、旧姓を使用する場合

結婚後、改姓した場合には改姓届の提出が必要となります。また、旧姓を使用することを希望する場合には、旧姓使用申出書の提出が必要となります。

必要書類	提出先・問合せ先
改姓届 旧姓使用申出書	人事給与課 (医学系研究科、医学部、病院は所属の人事係)

◆旧姓が使用できる範囲について

本人の申し出によって以下のものについて旧姓の使用が可能です。

旧姓使用ができるもの	旧姓使用ができないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動通知書</li> <li>・起案文書</li> <li>・身上調書</li> <li>・電子メール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税金関係文書</li> <li>・財形貯蓄関係文書</li> <li>・公用旅券関係文書</li> <li>・保険関係文書 等</li> </ul>

結婚休暇  
(常勤職員)

結婚式、旅行その他の結婚にともない必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、結婚休暇が取得できます。結婚休暇は、結婚の日を基準として、5日前から3か月後の間に連続する5日の範囲内で取得できます。結婚の日から3か月を過ぎると取得することができなくなるので、職場の上司と取得日について相談し、計画的に取得しましょう。





産前休暇	出産を控える女性職員は、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合には14週間前)から産前休暇を取得できます。 ※申請には母子手帳の写し等が必要となります。
男性職員の育児参加のための休暇	妻の産前6週間前から産後8週間の間において、当該出産に関わる子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員は、これらの子の養育のために5日の範囲内で男性職員の育児参加のための休暇を取得することができます。
妊産婦の職務専念義務免除	妊産婦(妊娠中または出産後1年以内の者)である職員は、通勤緩和、休憩(補食等)、保健指導または健康診査により勤務しないことを承認された期間において、職務専念義務を免除されます。



❓ 休憩室をご存知ですか？

岐阜大学では、各部署の休憩室の整備を進めているところです。各休憩室は、優先的に本学の女性教職員および女子学生が、一時的に気分がすぐれない時の休養や搾乳等に利用することができます。利用については、各部署の事務室にご相談ください。

各部署お問合せ先

- 本部 職員育成課男女共同参画係 (内 3378)
- 教育学部総務係 (内 2203)
- 医学系研究科・医学部総務係 (内 6053)
- 工学部総務係 (内 2365)
- 地域科学部総務係 (内 3002)
- 看護学科学務係 (内 3217)
- 応用生物科学部総務係 (内 2834)

♥ 妊娠中に心がけたいこと

●本人は

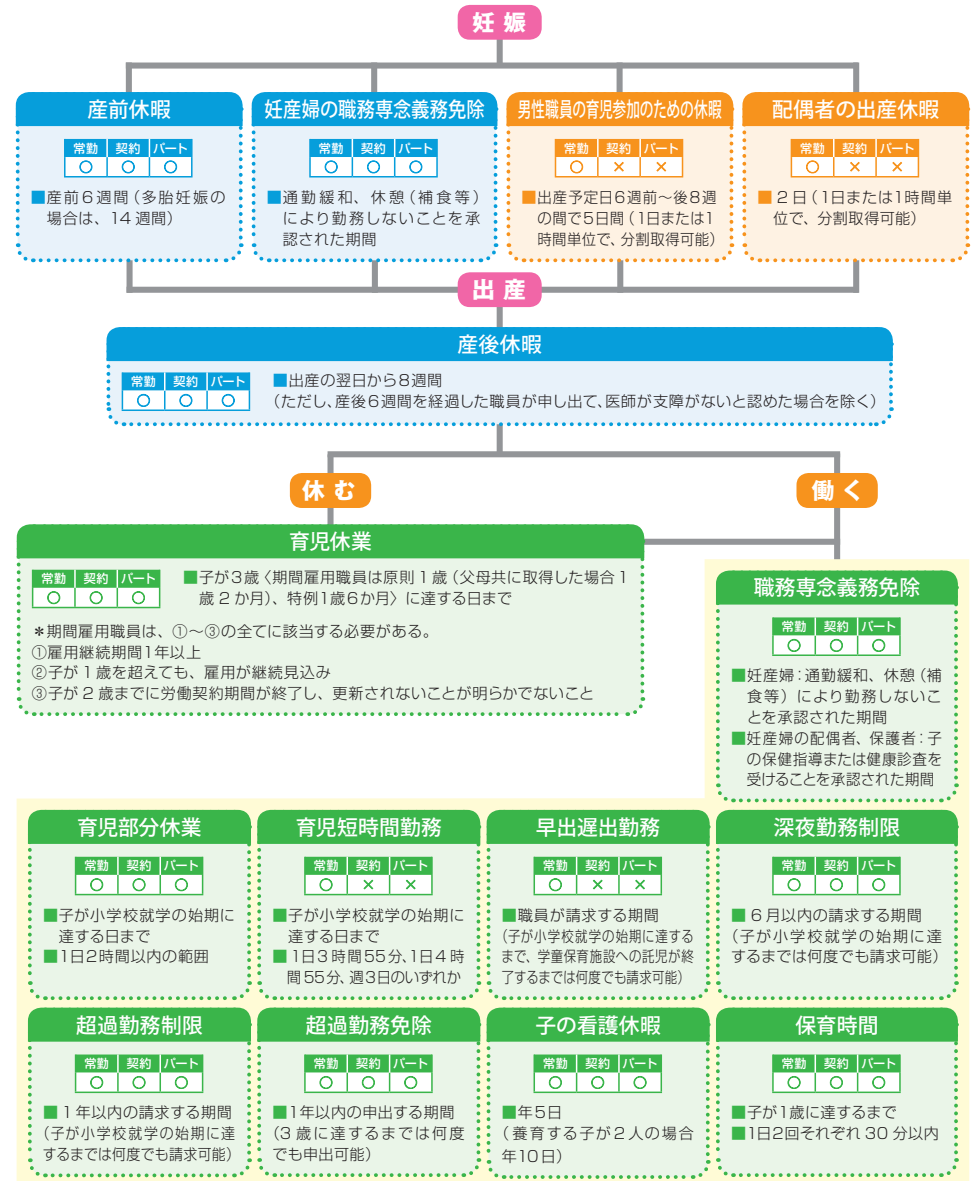
- ・妊娠がわかったらなるべく早めに相談しましょう。
- ・勤務時間内における検診や通院については、早めに申請しましょう。
- ・外部資金や研究等についても担当者と今後の予定を話し合い、必要な手続きを取りましょう。

●上司や周りの人は

- ・妊娠の申し出を受けたら、今後の仕事と生活のプランについて話し合しましょう。妊娠したことを言い出しやすい環境を整えておくことが大切です。
- ・休みに入るまでの業務や講義の調整、休み中の代替等についても、しっかり情報提供したうえで、本人の希望を尋ねプランを立てましょう。

岐阜大学では、妊娠・出産・育児にあわせてフローチャートに示した休暇・休業制度等を取得することができます。利用したい制度が見つかったら、まずは、所属する部署の上司に相談してみましょう。

育児支援制度 フローチャート



産後休暇	出産の翌日から8週間は、就業を行ってはいけません。ただし、産後6週間を経過して、本人が申請し、医師が支障がないと認めた場合には、就業することが可能です。
配偶者の出産休暇	妻の出産に伴う入院の付き添いなどを行う職員は、2日の範囲内において配偶者の出産休暇を取得することができます。この休暇は、1日または1時間単位で分割して取得可能です。
男性職員の育児参加のための休暇	妻の産前6週間から産後8週間の間に、当該出産に関わる子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員は、これらの子の養育のために5日の範囲内で育児参加のための休暇を取得することができます。
職務専念義務免除 通勤緩和、休憩（補食等） 保健指導または健康診査に 関わる措置	妊産婦（妊娠中または出産後1年以内の者）もしくはその配偶者または乳児もしくは幼児の保護者である職員は、次の期間において、職務専念義務を免除されます。 ・妊産婦 通勤緩和、休憩（補食等）、保健指導または健康診査により勤務しないことを承認された期間。 ・妊産婦の配偶者または乳児もしくは幼児の保護者 子の保健指導または健康診査を受けることを承認された期間。

💰 出産に関わるお金の話

出産費・家族出産費 (または出産育児一時金・ 家族出産育児一時金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>共済組合員またはその被扶養者が出産したときは、出産費・家族出産費が支給されます。</li> <li>共済組合員以外の健康保険加入者（契約職員、パート職員）が出産したときは、出産育児一時金・家族出産育児一時金が支給されます。</li> </ul> <p>産科医療補償制度加入機関での分娩 42万円 上記以外の医療機関等での分娩 40.4万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*妊娠4か月(85日)以上であれば、死産・流産、人工妊娠中絶に対しても、出産費または家族出産費が支給されます。</li> <li>*双生児以上を出産した場合は、その人数分の額が支給されます。</li> </ul>
出産費附加金・ 家族出産費附加金	<p>共済組合員またはその被扶養者が出産したときは、出産費に合わせて4万円が支給されます。</p> <p>①直接支払制度を利用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産費用が42万円(産科医療補償制度加入機関以外での分娩40.4万円)を超えている場合は、出産費・家族出産費同附加金請求書により附加金のみ支給されます。</li> <li>・出産費用が42万円(産科医療補償制度加入機関以外での分娩40.4万円)未満の場合は、出産費・家族出産費同附加金請求書により出産費・家族出産費(差額分)同附加金が支給されます。</li> </ul> <p>②受取代理制度を利用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産費用が46万円※(産科医療補償制度加入機関以外での分娩44.4万円※)を超えている場合は、組合が医療機関等へ支払うため、組合員への支給はありません。</li> <li>・出産費用が46万円※(産科医療補償制度加入機関以外での分娩44.4万円※)未満の場合は、提出済みの出産費等支給申請書(代理受取用)により、後日、差額分(出産費・家族出産費の差額および同附加金又は同附加金の差額あるいは同附加金)が組合員へ支給されます。</li> <li>※は附加金を加算した額</li> </ul> <p>③直接支払制度・受取代理制度を利用しない場合 出産費・家族出産費同附加金請求書により支給されます。</p>
出産手当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済組合員が出産のため勤務を休み、報酬の全部または一部が支給されないときは、出産手当金が支給されます。</li> <li>・共済組合員以外の健康保険加入者（契約職員、パート職員）の場合は、共済組合員の出産手当金と同様の計算方式により、健康保険から出産手当金が支給されます。</li> </ul> <p>1日につき、標準報酬の日額×3分の2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*出産前42日(多胎妊娠の場合は98日)と出産後56日の計98日(多胎妊娠の場合は154日)のうち、勤務できなかった期間について支給されます。</li> <li>*報酬の一部が支払われているときは、出産手当金との差額分だけ支給されます。</li> </ul>

◆ 休業する

育児休業	<p>3歳未満の子を養育する職員は、子が3歳に達する日まで育児休業を取得することができます。(期間雇用職員は原則1歳まで)</p> <p>子1人につき原則1回 *期間雇用職員の場合には以下の条件を満たす場合に取得可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用継続期間1年以上</li> <li>②子が1歳を超えても、雇用が継続見込み</li> <li>③子が2歳までに労働契約期間が終了し、更新されないことが明らかでないこと</li> </ul>
------	--

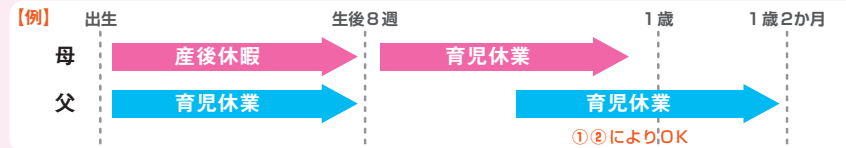
💰 育児休業に関わるお金の話

育児休業給付金	<p>育児休業給付金は、雇用保険の加入者が育児休業を取得した場合に受給することができます。</p> <p>育児休業開始～180日目：休業開始時賃金日額×支給日数×100分の67 181日目以降：休業開始時賃金日額×支給日数×100分の50 支給対象期間：原則、子の1歳の誕生日の前々日までの期間を上限として支給されます。</p>
給付条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)1歳未満の子を養育するために育児休業を取得する者。</li> <li>(2)育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある方が支給の対象となります。</li> <li>(3)期間雇用職員の場合は、休業開始日に1年以上雇用が継続しており、かつ、子の1歳の誕生日の前日を超えて引き続き雇用される見込みがあること(子が2歳までの間に労働契約の期間が終了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかでないこと)が必要です。 *雇用保険から支給されない共済組合員は、共済から支給されます。</li> </ul>

? ご存知ですか?

育児・介護休業法改正のポイント(平成22年6月改正)

- ①パパ・ママ育休プラス：母と父がともに育児休業を取得する場合、育児休業の取得可能期間が子どもが1歳2か月まで延長される(ただし、父母1人が取得できる休業期間の上限は現行と同様の1年間)。
- ②妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として、育児休業の再度の取得が可能
- ③労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止により、配偶者が専業主婦(夫)の場合も、すべての父(母)の育児休業の取得が可能



パパ・ママ育休プラスを利用することで、上で図示した取り方以外にも、いろいろな育児休業の取り方ができるようになりました。こんな組み合わせで利用できるの?といったお悩みは、人事給与課人事給与係までご相談ください。

♥ 出産前後、復職に向けて心がけたいこと

● 本人は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産予定日はずれることもあります。業務の引き継ぎは早めに済ませておきましょう。</li> <li>・産休や育休、給付、各種制度の利用は申請が必要です。希望をなるべく早めに上司に伝え、書類を準備しておきましょう。</li> <li>・復職に向けて上司や周りの人々としっかり打合せを行いましょう。</li> <li>・子育て環境など家庭状況を知って置いてもらうことも大切です。</li> </ul>
● 上司や周りの人は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険業務や休日労働、深夜勤務などへの配慮が必要です。</li> <li>・他の教職員の業務を配慮しながら、早めに仕事の割り振りを済ませておくこと引き継ぐ人も安心です。</li> <li>・育児休業の期間や復職後の予定について本人とよく話し合い、他の教職員とも業務が円滑に進むように情報を共有するようにしましょう。</li> <li>・復職後の業務について本人の意向に基づき話し合いましょう。</li> </ul>

◆勤務時間を短縮する

育児部分休業	小学校就学前の子を養育する職員は、正規の勤務時間の始めまたは終わりに1日2時間以内の範囲で勤務をしないことが可能となります。 (1日の勤務時間が6時間以内のパート職員は適用されません。)
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する職員は、1日3時間55分、4時間55分、週3日のいずれかの働き方を選ぶことができます。

◆勤務時間帯を変更する、制限する

早出遅出勤務	小学校就学前の子を養育する職員、学童保育施設に託児している子の送り迎えをする職員は、1日の勤務時間数を変更することなく、始業・終業の時刻を変更して勤務することができます。
深夜勤務制限	小学校就学前の子を養育する職員は、深夜勤務(超過勤務、宿日直勤務を含む)を制限するように申し出ることができます。
超過勤務制限	小学校就学前の子を養育する職員は、超過勤務を制限(月24時間以内かつ年150時間以内)するように申し出ることができます。
超過勤務免除	3歳に満たない子を養育する職員は、超過勤務をしないように申し出ることができます。

◆職務を免除する

職務専念義務免除 通勤緩和、休憩(補食等)、 保健指導または健康診断 のための措置	妊産婦(妊娠中または出産後1年以内の者)もしくはその配偶者または乳児もしくはは幼児の保護者である職員は、次の期間において職務専念義務を免除されます。
	妊産婦 通勤緩和、休憩(補食等)、保健指導または健康診断により勤務しないことを承認された期間 妊産婦の配偶者、乳児もしくは幼児の保護者 子の保健指導または健康診断を受けることを承認された期間

◆特別休暇

子の看護休暇 子どもが病気のときに	小学校就学前の子を養育する職員は、子を看護する場合(けが、病気、予防接種、健康診断)に、1年で最大5日の休暇を1日または1時間単位で分割して取得することができます。
保育時間 授乳や搾乳のために	生後1歳に達しない子を養育する職員が、1日2回それぞれ30分以内において授乳などを行う場合に与えられる休暇です。

◆保育園の概要

名称	すこやか	ほほえみ
所在地	医学部附属病院看護師宿舎1階	看護学科棟の隣
設置形態	認可外保育施設(岐阜大学直営)	
園舎の概要	鉄骨鉄筋コンクリート造	木造平屋建て
園児定員	20名(0歳児~1歳児)	30名(2歳児~5歳児)
入園資格	岐阜大学教職員(契約・パート職員を含む)の生後57日から小学校就学前の乳幼児	
職員構成	職員18名(園長(併)、保育士、学生、調理師、事務職員)	
資格登録	保育士7名、調理師1名	保育士6名、調理師1名
利用時間	月~金曜日 7:30~19:00	月~金曜日 7:30~22:00
休園日	土・日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、大学が定める休日	
保育時間	常時保育	コアタイムA<7:30~19:00の内10時間> コアタイムB<7:30~19:00の内8時間>
	延長保育	コアタイム時間外30分単位(最長22:00まで) ※「すこやか」利用者は19時で降園し、延長保育を希望の場合は「ほほえみ」で受付してください。
一時保育	7時30分から19時までの間の希望する時間30分単位(ただし、空きがある場合に限る)	
給食等	完全給食およびおやつ	
健康診断	年2回、定期健康診断を実施	
非常時対策	避難訓練を月1回実施	
園服	園指定の服装 夏:上下の体操服 冬:スモック着用	

◆保育園利用料金

入園料

常時保育の入園料	25,000円/人
一時保育の登録料	5,000円(小学校就学前まで)

保育料

保育の形態	種別	年齢等	料金	
			コアタイムA 7:30~19:00の内10時間	コアタイムB 7:30~19:00の内8時間
常時保育	基本保育料	0歳児	46,000円/月	37,000円/月
		1歳児	42,000円/月	34,000円/月
		2歳児	39,000円/月	32,000円/月
		3歳以上の幼児	29,000円/月	24,000円/月
	追加保育料	延長保育	1か月間の延べ時間で30分につき200円	
	給食費	昼食・おやつ	6,000円/月	
一時保育	一時保育料	基本時間保育	30分につき300円	
		昼食	400円/食	
		おやつ	200円/食	

※保育料年齢は4月1日現在の歳で、年間を通し一律の料金です。  
 ※上記金額は平成28年度の場合で、次年度以降は変更することがあります。  
 ※入園料は銀行振込みとし、月々の保育料は所定の銀行口座から引落としとなります。  
 ※基本保育料・給食費は前納とし、延長保育料は次月の請求になります。

【申請方法】※申請書は男女共同参画推進室ホームページ内にもあります。

常時保育 保育園を利用したい3か月前までに、申請書を保育園へ提出。保育園運営協議会(年7回程度)にて選考、利用の可否を決定。保育園より可否の文書通知。

一時保育 保育園を利用したい1か月前までに、申請書を保育園に提出。園長が登録の可否を決定。保育園より可否の文書通知。

【詳細・窓口】

- ① 岐阜大学ホームページ内の以下のページへ。  
 教員・職員募集【福利厚生】→ 岐阜大学保育園「ほほえみ・すこやか」  
 G-groupの【文書管理】→【人材開発部】→ 保育園(すこやか・ほほえみ) → ご利用のしおり・申請書  
 男女共同参画推進室 →【両立支援】→【保育園・病児保育等】→ ご利用のしおり・申請書
- ② 岐阜大学保育園事務室(ほほえみ内) TEL 058-293-3375(内線:3375) FAX 058-293-3376

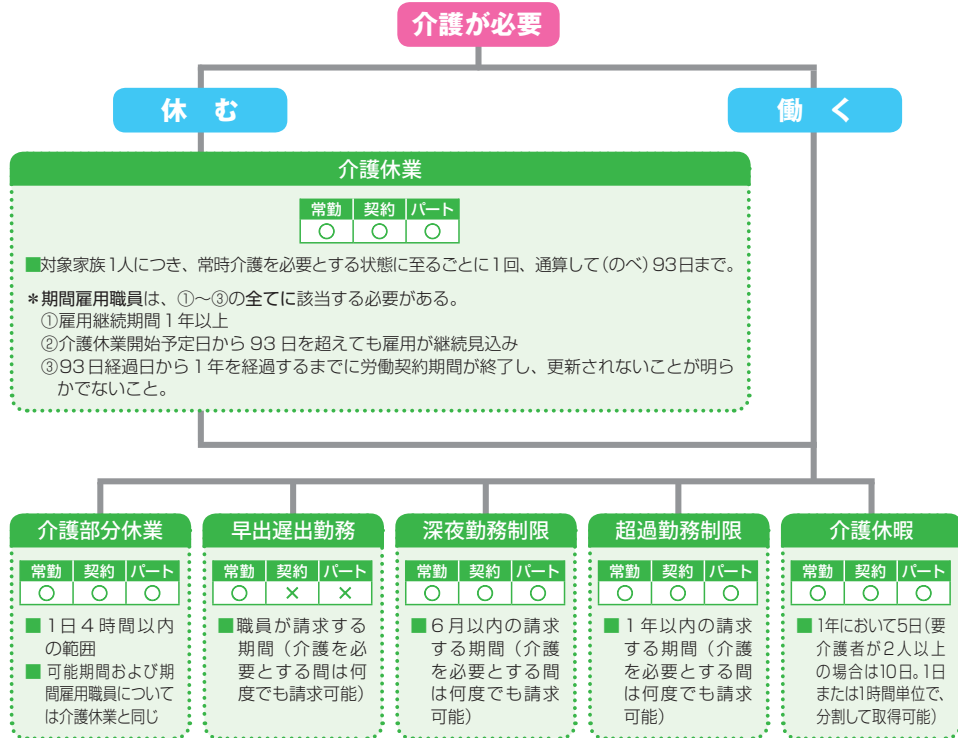


## ● 家族が介護を必要としたら…

岐阜大学では、以下のフローチャートに示した介護休暇・介護休業制度等を取ることができま

す。利用したい制度が見つかったら、まずは、所属する部署の上司に相談してみましょう。

### 介護支援制度 フローチャート



●あなたが利用できる学内制度について確認してみましょう

	常勤職員			契約職員			パート職員			チェック	提出書類	
	女性	男性	給与	女性	男性	給与	女性	男性	給与			
妊娠から産後期間	産前休暇 (P34)	○	—	有給	○	—	無給	○	—	無給	<input type="checkbox"/>	休暇簿、母子手帳の写し等
	産後休暇 (P36)	○	—	有給	○	—	無給	○	—	無給	<input type="checkbox"/>	休暇簿、母子手帳の写し等
	配偶者の出産休暇 (P36)	—	○	有給	—	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	休暇簿
	男性職員の育児参加のための休暇 (P34,36)	—	○	有給	—	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	休暇簿
	妊産婦の職務専念義務免除 (P34) 保健指導、健康診査、通勤緩和、休憩(補食)	○	—	—	○	—	—	○	—	—	<input type="checkbox"/>	休暇簿
育児期間にかかるもの	育児休業 (P37)	○ (3歳未満)	○ (3歳未満)	無給	○ (1歳未満)	○ (1歳未満)	無給	○ (1歳未満)	○ (1歳未満)	無給	<input type="checkbox"/>	育児休業申出書、母子手帳の写し等
	育児部分休業 (P38)	○	○	休業時間数に応じて減額	○	○	休業時間数に応じて減額	○	○	休業時間数に応じて減額	<input type="checkbox"/>	育児部分休業申出書、母子手帳の写し等
	育児短時間勤務 (P38)	○	○	休業時間数に応じて減額	—	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	育児短時間勤務申出書、母子手帳の写し等
	育児のための早出遅出勤務 (P38)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	早出遅出勤務申出書
	育児のための深夜勤務制限 (P38)	○	○	—	○	○	—	○	○	—	<input type="checkbox"/>	深夜勤務制限申出書
	育児のための超過勤務制限 (P38)	○	○	—	○	○	—	○	○	—	<input type="checkbox"/>	超過勤務制限申出書
	育児のための超過勤務免除 (P38)	○	○	—	○	○	—	○	○	—	<input type="checkbox"/>	超過勤務免除申出書
	子の看護休暇 (P38)	○	○	有給	○	○	有給 (採用後6月未満は無給)	○	○	有給 (採用後6月未満および1週間の勤務日数2日以下は無給)	<input type="checkbox"/>	休暇簿
	保育時間 (P38)	○	○	有給	○	○	無給	○	○	無給	<input type="checkbox"/>	休暇簿
職務専念義務免除 (P36,38) 保健指導、健康診査、通勤緩和、休憩(補食)	○	○ (子の保健指導、健康診査)	—	○	○ (子の保健指導、健康診査)	—	○	○ (子の保健指導、健康診査)	—	<input type="checkbox"/>	休暇簿	
介護にかかるもの	介護休業 (P40)	○	○	無給	○	○	無給	○	○	無給	<input type="checkbox"/>	介護休業申出書、要介護状態であることを証明する書類、要介護者との関係を証明する書類
	介護部分休業 (P41)	○	○	休業時間数に応じて減額	○	○	休業時間数に応じて減額	○	○	休業時間数に応じて減額	<input type="checkbox"/>	介護部分休業申出書、要介護状態であることを証明する書類、要介護者との関係を証明する書類
	介護のための早出遅出勤務 (P41)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	早出遅出勤務申出書
	介護のための深夜勤務制限 (P41)	○	○	—	○	○	—	○	○	—	<input type="checkbox"/>	深夜勤務制限申出書
	介護のための超過勤務制限 (P41)	○	○	—	○	○	—	○	○	—	<input type="checkbox"/>	超過勤務制限申出書
介護休暇 (P41)	○	○	有給	○	○	有給 (採用後6月未満は無給)	○	○	有給 (採用後6月未満および1週間の勤務日数2日以下は無給)	<input type="checkbox"/>	休暇簿、要介護者の状態等申出書	

\* 上記書類以外にも、状況確認のための書類提出を求められることがあります。



平成 27 年度のものに記載しています。年度により募集内容が異なる場合がありますので、当該年度の公募要領をご確認ください。

◆グループで研究を進めたいときは **大学活性化経費（研究：研究グループ形成支援）**

研究活動の特色化に向け、学内の複数の教員がアプローチする研究グループの形成を支援し、本学の挑戦的研究の萌芽や学際的な研究プロジェクトの創成を目的として行います。

研究時間の不足を改善するための RA・短期雇用者にかかる雇用経費、著名な研究者の招へい、シンポジウム開催などに要する経費についても支援します。

【担当】 学術国際部研究支援課研究支援係（内線 3354）

◆若手研究者の方は **大学活性化経費（研究：若手研究支援）**

若手研究者の企画力・発想力の向上、研究実績の蓄積を推進し、本学の個性的な研究として展開が期待できる若手研究者の育成を目的とし支援を行います。

現在進行中の研究テーマ遂行経費に加え、新シーズ発掘・異分野領域の調査旅費、国内外での論文投稿・研究者交流、国際会議での発表などに要する経費を支援します。

【担当】 学術国際部研究支援課研究支援係（内線 3354）

◆科研費獲得を目指す方は **大学活性化経費（研究：科研費クラスアップ支援）**

クラスアップとして申請した基盤 B（特設分野研究・海外学術調査除く）が不採択であっても、評価が「不採択 A」の場合には科研費（80 万程度、学内予算の状況により変動）を支援します。

【担当】 学術国際部研究支援課研究支援係（内線 3354）

◆授業改善等、教育に関わる課題を行うときは **大学活性化経費（教育）**

- a) 複数または個々の学部・研究科等が一体となり改革する教育プログラム
- b) 基盤的能力の育成を目指す教育プログラム（高大連携プログラムを含む）

※募集時期：4 月中旬～5 月上旬。

【担当】 学務部教務課（内線 2134）

◆地域社会の活性化に貢献する取り組みを行う方は **大学活性化経費（地域連携）**

本学の人的・物的資源を活用することにより、身近な、あるいは広域な地域社会と連携し地域社会の活性化に資する組織的な取り組みを支援します。

現在実施中の事業、これから展開しようとする事業などで、当該年度中に実施可能な事業を対象とします。

（注：共同研究など産官学連携の推進、留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流、教育研究活動に関係した国際貢献等の事業は本経費の対象外とします。）

【担当】 学術国際部社会連携課地域連携係（内線 2141）

◆地域課題の解決に向けた実践的な方策等の研究および地域志向教育活動を行う方は **地域志向学プロジェクト**

地域が直面する課題は年々複雑・広範化し、単一の領域科学では解決のできない問題が多く生起しています。地域協学センターでは、学際的に複数の学問の「協働」、分野・部局（学部・センター等）横断的な連携の強化、自治体・NPO 団体・地域団体・民間事業者等との「協学」を進めながら、地域の課題解決に貢献する積極的な取り組みを支援します。

【担当】 学術国際部社会連携課地域連携係（内線 2141）

科研費申請支援事業（プロジェクト・ディレクター制度）

岐阜大学では、支援希望者が作成した計画調書をとおり、研究課題の設定や内容等についての面談指導、また、計画調書の書き方についての指導など、計画調書の作成全般についての支援業務を行っています。

\* 募集の締切および制度の詳細については、学術国際部研究支援課（内線 3354）へお問い合わせください。

Q. 育児休業等を取得し研究を中断したい場合の手続きを教えてください。また中断した場合、研究期間はどのようになりますか？

A. 【補助金】事前に研究中断の申請が必要です。期間は、育児休業等取得分の期間が延長されて翌年度にスライドする形となります。経費を一部使用している場合、残額が翌年度にスライドします。（当初翌年度に配分予定であった経費は翌々年度に配分されます。）なお、翌年度中には研究を再開しなければなりません。

【基金】1 年未満の中断で、かつ研究期間の延長を希望しない場合には手続きは不要です。1 年を超える場合には、研究中断届を提出し、かつ研究期間を延長する場合には期間延長の事前申請が必要となります。例えば、3 か月間中断している場合は 1 年間、1 年半中断している場合は 2 年間延長することが可能です。また、中断はするが延長を希望しない場合には、当初の研究期間での研究遂行も可能です。

Q. 交付内定時に育休中断がわかっている（まだ中断はしておらず、経費は未使用のまま中断することとなる）場合、どのようにすればいいですか？

A. 【補助金・基金】交付内定時に早急に各部局総務（研究支援）担当係にご連絡ください。交付申請の留保手続きを行った後、研究再開時における手続きについて連絡します。

Q. 研究再開に際しては、どのような手続きが必要ですか？

A. 【補助金】再開年度における交付申請書を提出してください。復帰予定の 1 か月前には各部局総務（研究支援）担当係から再開の意思を確認し、併せて交付申請書の作成を依頼します。

【基金】スムーズに研究を再開するため、再開年度の前年度末に再開年度分の支払請求手続きが必要です。また、復帰予定の 1 か月前には、各部局総務（研究支援）担当係から再開の意思を確認します。

Q. 育児休業を延長することとなった場合、どのような手続きが必要ですか？

A. 【補助金・基金】復帰予定の 1 か月前には、各部局総務（研究支援）担当係から再開の意思を確認します。その際に申し出れば、基本的に延長可能です。

Q. 研究分担者となっているのですが、年度途中で育児休業を取得する場合、どのような手続きが必要ですか？

A. 【補助金・基金】研究分担者には育児休業等による研究中断の制度はありませんので、研究代表者と今後の研究遂行上の対応について協議してください。また、経費管理など事務手続きの関係上、代表者との協議結果も踏まえ、お早めに各部局総務（研究支援）担当係にもご連絡ください。

補助金と基金とでは取扱いが異なりますのでご注意ください。ご不明な点等がございましたら、お早めに各部局総務（研究支援）担当係、または研究支援課研究支援係（内線 3354）までご連絡ください。

## 岐阜大学男女共同参画基本理念・基本方針・行動計画

### ●基本理念

岐阜大学は、性別に関わりなく個性を尊重し能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な取り組みを推進することを、ここに宣言します。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法）と規定されています。

岐阜大学は、男女共同参画社会を実現するために、次のような基本方針を提唱し、積極的に活動します。

### ●基本方針

- 1 男女共同参画の視点に立った教育・研究環境及び就業体制の確立
- 2 教育・研究及び就業と家庭生活との両立を図るための支援
- 3 女性研究者の支援及び育成の推進
- 4 教職員・学生への男女共同参画に関する啓発活動の推進
- 5 大学運営における意思決定への女性参画の推進
- 6 国・岐阜県・各市町村、企業等諸団体との連携の促進

### ●行動計画

#### 1 男女共同参画の視点に立った教育・研究環境及び就業体制の確立

- ・多様な人材活用推進委員会と男女共同参画推進室の連携により男女共に活躍できる環境及び体制作りを積極的に取り組む。
- ・男女共同参画推進に関する提案を受ける窓口を設置し、運用する。

#### 2 教育・研究及び就業と家庭生活との両立を図るための支援

- ・時間外労働の縮減と年次有給休暇の取得を促進する。
- ・育児・介護休業、短時間勤務制度等の利用を促進する。
- ・学外からも大学の情報入手や研究推進ができるよう、インターネットを活用したシステムを整備する。
- ・学内保育園について円滑な運営を進め、教職員・学生がより利用しやすい環境を整備する。
- ・学童保育・病児保育の充実を目指した保育サービスを整備する。
- ・育児・介護の相談窓口を設置し、運用する。

#### 3 女性研究者の支援及び育成の推進

- ・男女共同参画支援コンシェルジュにより女性研究者の支援を行う。
- ・女性研究者と女子学生の交流促進の場として「カモミール・カフェ」を設置し、運用する。
- ・就業環境改善のための休憩室を整備する。
- ・出産・育児・介護に関わる女性研究者の研究継続が可能となる研究支援者を配置する。
- ・女性研究者及び女子学生を対象とするメンター制度を充実させる。
- ・女子大学院生による小中高等学校への出前講義（「サイエンス夢追い人」育成プロジェクト）を実施する。

#### 4 教職員・学生への男女共同参画に関する啓発活動の推進

- ・男女共同参画に関するセミナー・シンポジウムを開催する。
- ・教職員対象にFD・SDを実施する。
- ・人権学習・ジェンダー研究関連授業を充実させる。
- ・男女共同参画に関するアンケート調査を実施する。

#### 5 大学運営における意思決定への女性参画の推進

- ・ポジティブアクションを積極的に取り入れ、女性教員の比率向上を目指す。
- ・女性管理職の比率向上を目指す。

#### 6 国・岐阜県・各市町村、企業等諸団体との連携の促進

- ・男女共同参画に関して諸団体とネットワークを築き、連携を図る。
- ・岐阜労働局、NPO、日本女性科学者の会、岐阜県医師会等との協働により再チャレンジ支援を行う。
- ・ネットワーク大学コンソーシアム岐阜等の公開市民講座を開催する。

## 岐阜大学における次世代育成支援のための行動計画（一般事業主行動計画）

### ●趣旨

次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としている。この法律に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に發揮できることを目指し次のように行動計画を策定する。

### ●内容

#### 目標1 意識啓発、相談窓口の充実等

〈対策〉

- (1) 管理監督者に対して研修等の機会を活用して次世代育成支援の必要性、子育て支援策に関する諸制度の概要について周知を図るほか、事務担当者などを対象とした講習会を充実する。
- (2) 本行動計画を効果的に推進するため男女共同参画推進室等を積極的に活用する。
- (3) 次世代育成支援の必要性、子育て支援策に関する諸制度を分かりやすくまとめたハンドブックを作成し職員の意識啓発を図る。
- (4) 出産、子育てに関する諸制度やその利用方法に関する相談窓口を充実するとともに適切に対応する。
- (5) 職員に対し周知を兼ねた諸制度、職場環境等についてのアンケート等を実施し、具体的方策を実施する上での参考とする。

#### 目標2 育児休業等を取得しやすい環境の整備及び促進

〈対策〉

- (1) 管理監督者は、職員の育児休業取得に際し、業務に支障が出ないように、代替要員の確保や業務分担の見直しを検討するなどして、職員が安心して育児休業を取得できるように努める。
- (2) 育児休業後の円滑な職場復帰のため、休業中の職員に対し情報提供（広報誌、メール等）を行う。
- (3) 育児短時間勤務制度、早出遅出勤制度活用の促進  
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に、短時間の勤務を可能とする制度及び1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務させる制度の積極的な活用の促進
- (4) 男性職員の育児参加のための休業、休暇取得の促進  
育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、職員の妻が出産する際の特別休暇及び妻の産前産後期間中の男性職員の育児参加を促す特別休暇の積極的な取得の促進

#### 目標3 学内託児施設の充実

〈対策〉

- (1) 学内保育園について円滑な運営を進め、小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員がより利用しやすい環境となるよう努める。

#### 目標4 超過勤務の削減

〈対策〉

- (1) 管理監督者及び職員に対して超過勤務の削減が重要であることについての周知徹底、意識啓発を実施する。
- (2) 管理監督者は、業務内容を点検し、業務処理の簡素化、不要不急業務の整理等業務の見直しを積極的に進めるよう努める。
- (3) ノー残業デーを週1日実施する。管理監督者は職員に定時退勤するよう指導する。

#### 目標5 年次有給休暇の取得促進

〈対策〉

- (1) 各職場において「休暇等計画表」の活用等により年次有給休暇を取得しやすい環境とする。また、連続休暇の取得を促進する。
- (2) 夏季閉庁を計画的に実施し、年次休暇、夏季特別休暇と併せ、連続休暇の取得を促進する。

少子高齢化やグローバル化の進展など社会環境が急激に変化し、大学に対する社会からの期待が高まっている中、「『学び、究め、貢献する』地域に根ざした国立大学」を基本理念とする岐阜大学は、自ら率先して時代の変化に対応した自己改革を行っていきます。



岐阜大学は、性差・年齢・国籍・職掌の違い、障がいの有無など、異なる属性や価値観、経験・背景を有する「多様な人材」が集い、互いの違いを尊重し、互いに知的触発を受ける環境を調え、「多様な人材」の育成、「多様な人材」の切磋琢磨によって、組織の発想の創造性・革新性、変化への柔軟性を高め、その成果を広く地域社会・国際社会に発信し、共生社会の実現に尽力します。



岐阜大学は、「多様な人材」の活躍が大学全体の教育・研究・社会貢献の活力の源泉であるとの認識のもと、「岐阜大学多様性人材活力推進行動計画」を策定し、構成員の意識改革、環境整備などの促進によって、「人が育つ場所」という風土の中で、多様性人材活力推進に係る本学の理念を着実に実行していきます。



### 1 大学運営における多様性人材活力の推進

- 多様性人材活力を推進する組織を設置し、多様性人材活用推進会議との連携を図る。
- 大学の施策決定に関与する役職者や委員会委員に、多様な人材をバランスよく配置する。
- 若手・女性・外国人・障がい者等の採用を促進し、積極的な登用を図る。
- 性差・年齢・国籍・職掌・障がいの有無など属性の異なる多様な構成員が、教育・研究・社会貢献の場において、それぞれの能力を十分に発揮できるような支援策を推進する。
- 多様性人材活力推進に関するコーディネーターを配置するとともに、相談・提案を受ける窓口を設置する。

### 2 男女共同参画推進

- 男女共同参画の視点に立った教育・研究環境及び就業体制を確立する。
- 教育・研究及び就業と家庭生活との両立を図るための支援を行う。
- 女性研究者の支援及び育成を推進する。
- 教職員・学生への男女共同参画に関する啓発活動を推進する。
- 大学運営における意思決定への女性参画を推進する。
- 国・岐阜県・各市町村・企業等諸団体との連携を促進する。

### 3 外国人構成員の支援と文化的多様性の促進

- 外国人構成員に対して、日本事情の情報提供を積極的にを行う。
- 教育・研究に関する言語的支援や施設・設備の多言語表示を充実させる。
- 異なる生活習慣や文化背景を持つ構成員の教育・研究環境及び就業体制の改善を図る。
- 文化的多様性を有する構成員の交流の場を設定し、積極的な文化交流を推進する。

### 4 障がいがある構成員の支援

- 障がいがある構成員が、教育・研究・社会貢献の場において、十分に能力を発揮できるような支援策を推進する。
- 適切な支援策を企画立案するため、個別の実態調査やニーズ把握を行う。
- 施設・設備の改善などによるキャンパスのバリアフリー化を行う。
- 教育・研究・健康管理等に関する個別支援の充実化を図る。
- 障がいがある構成員・関係者等とともに、支援のあり方について協議する場を設ける。

### 5 学生・教職員への多様性人材活力推進に関する啓発活動の推進

- 多様性人材活力推進に関するセミナー・シンポジウムを開催する。
- 教職員を対象とするFD・SDを実施する。
- 人権学習・ジェンダー研究関連授業を充実させる。
- 多様性人材活力推進に関する個別の実態調査やニーズ把握を行う。

### 6 地域社会・国際社会との連携を通じた多様性人材活力推進

- 多様性人材活力推進に関して諸団体とネットワークを構築し、連携を図る。
- 国の機関、岐阜県をはじめとする地方自治体との連携を図る。
- 企業等との連携を図る。
- 初等中等教育機関との連携を図る。
- 国際社会における各種取組への参加を図る。
- 多様性人材活力を推進する大学として、関連の教育・研究・社会貢献の充実に努める。



## ●男女共同参画推進室とは

岐阜大学男女共同参画推進室は平成22年4月に設置されました。本推進室では、岐阜大学男女共同参画基本理念・基本方針・行動計画に則り、性別に関わりなく、それぞれの個性を尊重し能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な取り組みを推進しています。

### ≫啓発活動

- ・講演会の開催
- ・HPによる情報発信
- ・ニューズレターの発行
- ・構成員の意識調査

### ≫教育・研究および就業と家庭生活との両立支援

- ・インターネットを活用した在宅研究支援
- ・各種制度の紹介
- ・相談窓口の設置
- ・各部署構成員のための休憩室の設置

### ≫女性研究者の支援・育成

- ・研究者への研究補助員配置制度の運用
- ・メンター制度の運用
- ・サイエンス夢追い人育成プロジェクト（女子大学院生による出前講義）の実施
- ・ロールモデルの提示（ロールモデル集発行、キャリアガイダンスや講演会の開催）

### ≫地域連携による男女共同参画の推進

- ・人材バンクの設置
- ・自治体等との各種行事の共催

## カモミール・カフェ

教職員と学生の交流の場として大学会館2階に設置されています。  
どなたでも利用することができます。

### ●開室時間

平日9:00～17:00（スタッフ在室時にご利用いただけます。）

### ●活動内容

- ・ワーク・ライフ・バランスやキャリア形成、育児、介護に関する書籍の貸出
- ・各種セミナーの開催
- ・相談窓口 など



## MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---